

食品健康影響評価におけるベンチマークドーズ法の活用に関する指針〔動物試験で得られた用量反応データへの適用〕（令和元年10月29日食品安全委員会決定）新旧対照表

改正案	現行
<p>第1・第2 (略)</p> <p>第3 食品安全委員会が行う食品健康影響評価におけるBMD法の活用</p> <p>1.・2. (略)</p> <p>3. 用量反応モデリングと結果の評価及びPODの決定</p> <p>(1) 用量反応モデリング</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 使用するソフトウェアにおいて、モデル平均化が可能である場合は、その機能を用いた用量反応モデリングを併せて行う。</p> <p>⑦ (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>4. (略)</p> <p>第4 (略)</p>	<p>第1・第2 (略)</p> <p>第3 食品安全委員会が行う食品健康影響評価におけるBMD法の活用</p> <p>1.・2. (略)</p> <p>3. 用量反応モデリングと結果の評価及びPODの決定</p> <p>(1) 用量反応モデリング</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 使用するソフトウェアにおいて、モデル平均化が可能である場合は、その機能を用いた用量反応モデリングを併せて行う。<u>その際、モデル平均化は、収束した全ての数理モデルを用いて行う。</u></p> <p>⑦ (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>4. (略)</p> <p>第4 (略)</p>